広報よこしば'94.8.1

個人年金に入っていても国民年金には加入するの？

Q 私は、今年の6月26日で20歳になったため、先日役場から年金手帳と納入通知書が送られてきました。

私は個人年金に入っているので、国民年金には加入しなくてもよいのではないでしょうか？

A 個人年金に入っていても国民年金には必ず加入しなければなりません。国民年金と個人年金は同じ年金でも性格や役割がちがいます。

国民年金は国が責任をもって運営している相互扶助の制度で、すべての国民が必ず加入しなければならないものです。

一方、個人年金は個人と生命保険会社などが任意に契約して老後に備える貯蓄の一つです。

まず国民年金を土台とし、その上で経済的に余裕があれば、上乗せするかたちで個人年金に加入するのが正しい考え方です。

国民年金と個人年金のちがいを表にまとめましたので参考にしてください。

国民年金と個人年金の主なちがい

	国民年金	個人年金
仕組み	世代間の助け合いにより年金を支給する国の社会保障制度の一つです。	個人が任意に契約した額を老後に受け取る一種の貯蓄です。
運営	国	生命保険会社など
保険料	11,100円（平成6年度保険料月額）	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかなっています。	加入者の掛金とその運用利息でまかなっています。
年金額の引き上げ	物価変動に応じて年金額がスライドするため何十年先でも年金の価値が保証されます。（完全物価スライド制）	物価スライド制を取り入れていないため物価が上昇しても契約した内容の年金額です。
税控除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得から控除できます。受ける年金は「公的年金控除」により全額無税です。	納めた保険料の控除額は最高5万円迄です。受ける年金は税の控除がなく全額課税対象となります。
事務費	全額国が負担します。	加入者の掛金でまかないます。

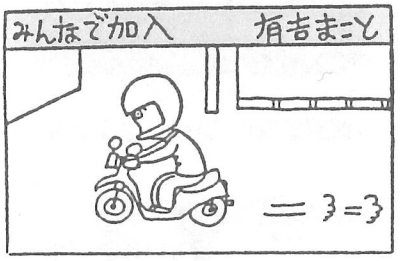

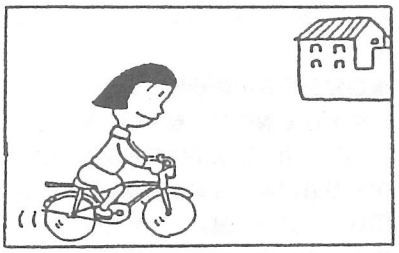

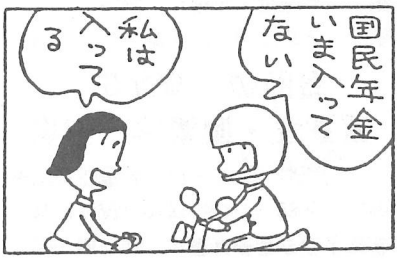

学生のみなさん 国民年金の加入手続きはお済みですか？

国民年金制度では、20歳から60歳になるまでの40年間加入することにより、満額の老齢基礎年金が受けられる仕組みになっています。

ただし、学生については、これまで加入が任意とされていたため、加入していない場合、次のような問題が生じていました。

①在学中に交通事故などで障害が生じても、障害基礎年金が受けられない。

②満額の老齢基礎年金が受けられない。

そこで、平成3年4月から学生も20歳になったら、国民年金に必ず加入するよう、法律が改正されました。

保険料額は、1ヶ月11、100円ですが、一般的に学生は収入がありませんので、学生本人と親元の所得が一定の基準以下である場合は、申請により保険料が免除されることになっています。

加入手続きや保険料の免除申請は、家族の方が代理することもできますので、20歳を過ぎた学生さんは早めに手続してください。

詳しくは役場年金係（☎内線247）へお問い合せ下さい。